

平成23年9月22日

建設業関係の方へ

経営事項審査受付日程等

建設業法により「公共工事の請負契約を締結するには、契約締結日前1年7ヶ月以内の日を審査基準日として経営事項審査を受けなければならない。」こととなっています。

平成23年10月から平成23年12月までの受付については、下記のとおりとなっております。

記

■京都府行政書士受付（木津総合庁舎内）

受付時間「午前9時～午前11時30分・午後1時～午後4時30分」
平成23度

| 受付月 | 受 付 日 | 区 分 | 決 算 期 |
|-----|--------|-------|-------|
| 10月 | 6日（木） | 午後のみ | 4月決算期 |
| 10月 | 13日（木） | 午前・午後 | 4月決算期 |
| 10月 | 20日（木） | 午前・午後 | 4月決算期 |
| 10月 | 27日（木） | 午前・午後 | 4月決算期 |
| 11月 | 10日（木） | 午後のみ | 5月決算期 |
| 11月 | 17日（木） | 午後のみ | 5月決算期 |
| 11月 | 24日（木） | 午後のみ | 5月決算期 |
| 12月 | 1日（木） | 午後のみ | 6月決算期 |
| 12月 | 8日（木） | 午後のみ | 6月決算期 |
| 12月 | 15日（木） | 午後のみ | 6月決算期 |
| 12月 | 22日（木） | 午後のみ | 6月決算期 |

■ 経営事項審査業務を申請されている方は、行政書士の先生が来られる上記受付日にお願います。